

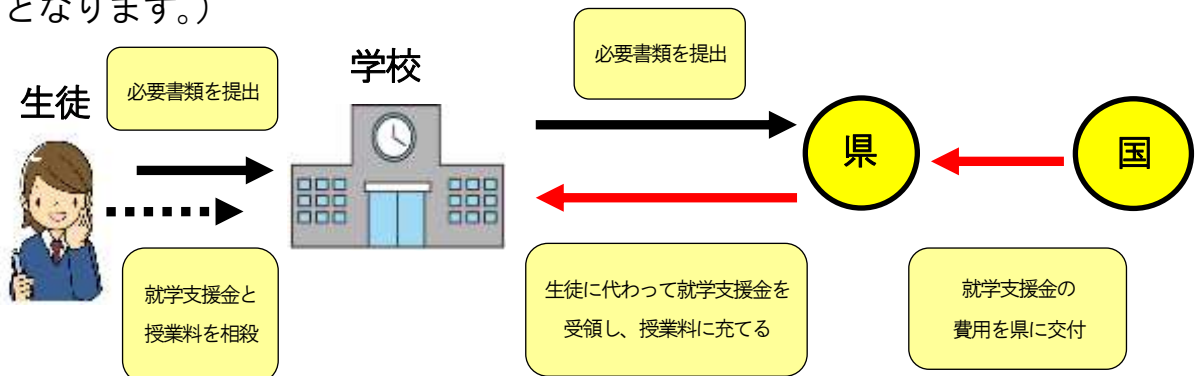
高等学校等就学支援金について

1. 高等学校等就学支援金制度とは

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費負担を軽減する制度です。奨学金制度ではありませんので返済は不要です。

2. 支給方法

就学支援金は、学校が生徒本人に代わって受け取り授業料に充てますので、生徒本人や保護者が直接受け取るものではありません。
(公立高校の場合、申請し支給の対象となった生徒は実質的に授業料が無償となります。)



(※通信制については、一旦授業料を納め、後日、就学支援金を受け取ります。)

3. 受給するために必要な手続

(1) 申請手続 (4月の入学時)

- ①申請書 (進学先の高校で配布されます)
- ②課税証明書 (市区町村役場で取得できます) などの保護者の所得を証明する書類 (市町村民税所得割額が分かるもの) として、県が定める書類。
*平成28年度の4月に提出する場合は【平成27年度(平成26年分)】の課税証明書

(2) 届出手続 (7月頃)

- ①届出書 (進学先の高校で配布されます)
- ②課税証明書 (市区町村役場で取得できます) などの保護者の所得を証明する書類 (市町村民税所得割額が分かるもの) として、県が定める書類。
*平成28年度の7月に提出する場合は【平成28年度(平成27年分)】の課税証明書

①と②を、高校に提出し、認定されれば就学支援金が支給され授業料に充てられます。

※②は、原則、親権者 (例: 父母がいる場合、父と母の両方) 全員分が必要です。

4. 所得制限及び支給額について <県立高校の場合>

市町村民税所得割額（保護者の合算）	支給額（全日制・年額）
30万4,200円 未満 （モデル世帯（*）で年収910万円未満）	11万8,800円 （※月額9,900円）

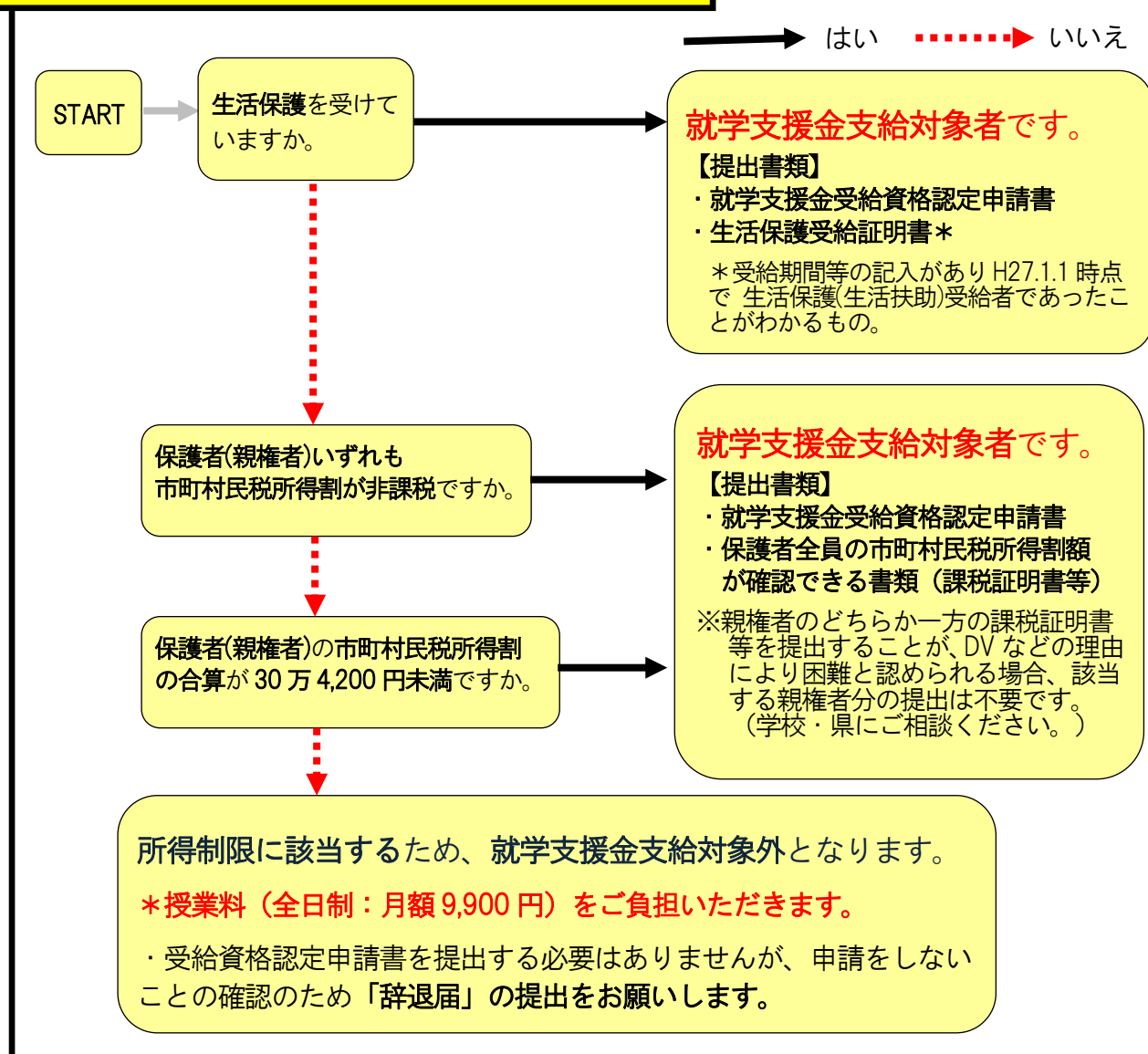
（*）両親のうちどちらか一方が働き、高校生一人、中学生一人の子供がいる世帯。

※市町村民税所得割額が30万4,200円以上の場合、授業料の全額を負担していただきます。

※県民税所得割額は含めません。

※定時制・通信制の場合、支給額が異なります。

5. 就学支援金対象者診断チャート



6. 申請に必要な書類について(市町村民税所得割額確認書類)

◆市町村民税所得割額は以下の書類で確認できます。

○課税証明書（市区町村役場で発行）

○市民税・県民税等の「特別徴収税額の決定・変更通知書」＊

（＊勤務先を通じて配布。毎年6月頃に配布されるので、大切に保管してください。）

○「住民税納税通知書」（自営業の場合に市区町村役場から送付）

◆税の申告をしておらず、課税証明書等が発行されない場合には、事前に確定申告が必要です。

Q & A

Q 就学支援金受給資格認定申請書は、いつまでにどこへ提出するのですか？

A 各高校の入学者説明会において申請書が配布されますので、学校が定める日までに申請書に必要な書類（課税証明書等）を添えて学校に提出してください。

Q 就学支援金の申請手続きをしないとどうなりますか？

A 就学支援金が支給されないため、授業料を納めていただくこととなります。

Q 就学支援金の対象となるのは授業料のみですか？

A 授業料のみです。入学金や教科書代、学年費等の経費は対象となりません。

Q 就学支援金の支給の対象となるかは、どのように判断するのですか？

A 原則として、親権者の税額（市町村民税所得割額）により判断します。
親権者が父母の場合は2名の合算額ですが、祖父母等と同居していても祖父母等の税額は算入されません。（＊親権者がいない場合等は主たる生計維持者等の税額により判断します。）

Q 私立高校に入学する人にも、就学支援金制度はありますか？

A 私立高校への入学生を対象とした就学支援金制度があります。
また私立の場合、保護者の所得に応じて1.5倍～2.5倍の加算支給があります。
詳細は県私学振興課HPを確認するか、096-333-2064まで御連絡ください。
(URL:) http://www.pref.kumamoto.jp/kij_5484.html

◆就学支援金制度の詳細については、文部科学省のホームページをご覧ください。
（＊7カ国語に対応した外国語版リーフレットも掲載されています。）

【県立高校関係の問合せ先】

在籍校 または 熊本県教育庁教育総務局学校人事課総務係 TEL096-333-2692